東大阪市

環境事業所再編整備基本構想



令和5年12月 環境部

目次

1. はじめに	P1
2. これまでの経緯	
(1)(仮称)環境センター基本計画策定までの経緯	P2
(2)(仮称)環境センターのこれまでの考え方	P3
(3)(仮称)環境センターの整備の必要性	P4
3. 基本構想見直しの背景	
(1)検討の背景	P7
(2)大規模災害時のリスク	P8
(3)感染症のリスク	P11
(4)環境への配慮(ZEB)	P13
(5)基本構想見直しの必要性(まとめ)	P15
4. 基本整備方針	
(1)再編整備計画の基本理念(目標)	P16
(2)目標を実現するための方向性	P16
5. ごみ収集拠点・資源回収拠点としてのあるべき姿	
(1)ごみ収集機能の統合・再編	P17
(2)資源物の回収・保管拠点の整備	P19
(3)施設の ZEB 化	P21
(4)災害廃棄物の収集拠点	P22
6. 収集拠点の建設場所	
(1)建設予定地の変更	P25
(2)現在の各環境事業所等(用地)の活用検討	P26
(3)収集エリア	P39
7. 施設整備	
(1)今後の施設整備のコンセプト	P40

(2)必要な機能・設備	P40
(3)候補地の概要	P41

1. はじめに

ごみの収集業務は、市民生活にとって1日も欠かすことのできない業務であり、現 在の環境事業所等は、ごみ・資源の収集拠点として重要な役割を果たしている。

一方、現在の環境事業所等は、昭和29年から昭和57年の間に建設され、建物の 老朽化が進行しており、求められる耐震基準を満たしていない状況である。

これまで、現在の環境事業所等を1か所の施設に統合し、収集業務の効率的な運営 を目指す(仮称)環境センターについて計画してきた。

しかし、(仮称)環境センターの基本構想策定から10年以上が経過し、この間の社会情勢の変化を受けて、ごみ・資源の収集拠点としてあるべき姿を改めて検討する必要が生じた。

この「東大阪市環境事業所再編整備基本構想」は、当初の基本構想を見直すことに 至った背景、今後の再編整備方針、収集拠点の建設場所(候補地)等について示した ものである。

2. これまでの経緯

(1)(仮称)環境センター基本計画策定までの経緯

(仮称)環境センターについては、平成23年3月に基本構想、平成28年3月に基本 計画を策定した。

さらに、平成31年3月には基本計画の見直しを行い、事業規模の縮小及びレイアウトの修正を行った。

【(仮称)環境センターに係る経緯】

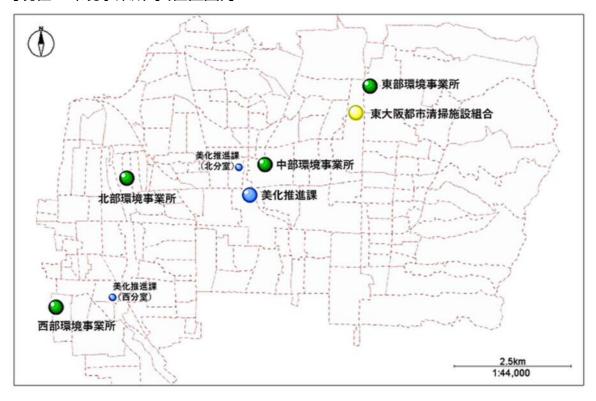
年	月	内容
H22	4	未利用地等棚卸し仕分け(※)
H23	3	環境センター基本構想策定
H28	3	環境センター基本計画策定
H31	3	環境センター基本計画見直し

(※)公有財産を有効活用するという観点から、市の未利用地や低利用地等について、 状況を点検し取扱いの方向性を定めたもの。布市町三丁目の清掃センター東事業所 (東事業所)について、環境部が活用することになった。

(2)(仮称)環境センターのこれまでの考え方

これまで、(仮称)環境センターに係る基本構想及び基本計画(以下、「旧構想等」という。)においては、東部環境事業所、中部環境事業所、西部環境事業所、北部環境事業所及び美化推進課(以下、「各環境事業所等」という。)を、旧東事業所跡地(1か所)に統合し、収集業務の効率的な運用を目指していた。

【現在の環境事業所等(位置図)】

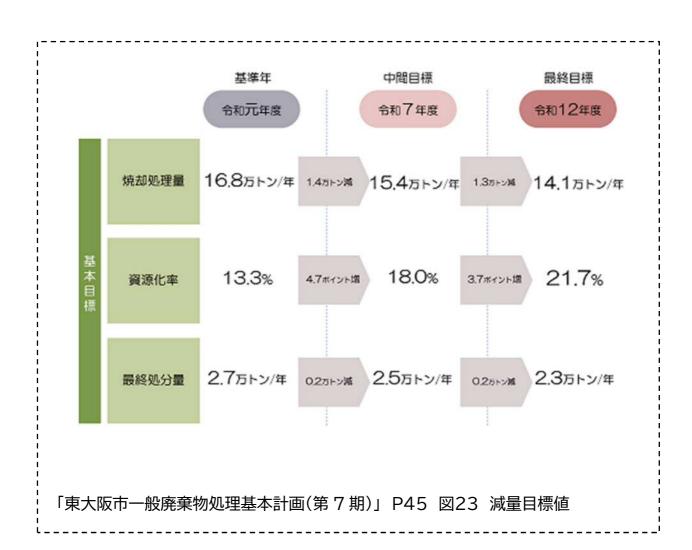


(3)(仮称)環境センターの整備の必要性

旧構想等においては、次の①~③の必要性が示されていた。

①資源化物収集拠点の確保

「分別によりごみの排出量を減らすため、資源化物の収集拠点を確保する。」と示されていた。



②ごみ収集拠点施設の改築

「各環境事業所等の老朽化による改築の必要性と、事業の効率化を図るための 各環境事業所を再編する。」と示されていた。

【各環境事業所等の現状】

	東部環境事業所	中部環境事業所	西部環境事業所	北部環境事業所	美化推進課
竣工年	昭和46年	昭和49年	昭和57年	昭和53年	昭和29年
構造	鉄骨造	RC 構造	RC 構造	RC 構造	木造
延床面積 (㎡)	855.0	1, 004.8	1, 436.8	999.4	554.6
耐震診断(実施年)	未実施	二次診断 実施 (平成21年)	二次診断 実施 (平成21年)	一次診断 実施 (平成15年)	未実施
Is 値 (改修要否)	_	0.46 (改修要)	0.51 (改修要)	0.42 (改修要)	_

(注)

- ・Is 値(構造耐震指標)とは、建物の耐震性能を示す指標であり、Is 値0.6以上で耐震性能を満たすとされている。
- ・中部環境事業所、西部環境事業所については「東大阪市市有建築物耐震化整備計画」(平成29年3月)に特定建築物(※)として記載があるが、(仮称)環境センターへ統合予定のため、耐震化については保留扱いとなっている。



老朽化により天井に穴が開いている状況 (中部環境事業所)

(※)特定建築物とは

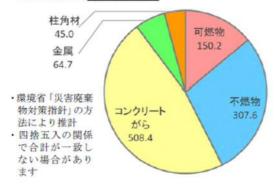
平成7年の阪神大震災の被害状況を受け、建築物の耐震化を進めることを目的として策定・施行された「建築物の耐震改修の促進に関する法律等」に定められた「多数の者が利用する一定規模以上の建築物」、震災時に「緊急交通路を閉鎖させる危険性のある建築物」及び「危険物を取り扱う建築物」のこと。

③新たな社会情勢への対応

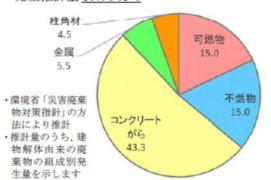
「災害時のためのリザーブ用地の利用など新たな施策を展開する。」と示されていた。

○ 災害廃棄物発生量の推計

■地震(生駒断層帯地震):
発生推計量1,075.8万t



■風水害(寝屋川流域の氾濫): 発生推計量 107.5万 t



〇 仮置場必要面積

①地震

災害種別	仮置場種別	必要面積(ha)
	合計	198.7 ~ 748.8
生駒断層帯地震	一次仮置場	69.4 ~ 302.7
	二次仮置場	129.4 ~ 446.2

②風水害

災害種別	仮置場種別	必要面積(ha)
淀川水域	合計	20.1 ~ 78.3
寝屋川流域の氾濫	一次仮置場	7.1 ~ 30.4
	二次仮置場	13.1 ~ 47.9

「東大阪市災害廃棄物処理計画」より抜粋

【補足】

旧構想等において(仮称)環境センターの必要性の1つに「環境啓発活動の充実」があったが、東大阪都市清掃施設組合の第五工場内に環境啓発コーナーや研修室などが設置されたことから、平成31年の基本計画の見直し時に削除した。

3. 基本構想見直しの背景

(1)検討の背景

近年、全国各地で自然災害が多発しており、特に水害については増加傾向にある。 また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を経験し、各環境事業所等で収集員が集 団感染するリスクについて、危機感を抱いた。

環境分野においては、SDGs(※)の採択や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されるなど、旧構想等の策定からこれまでの間に、新たな考え方が示されており、本市におけるごみ・資源の収集拠点としての役割は、一層重要なものとなっている。

以上、危機管理の観点や環境への配慮から、旧構想等の見直しについて検討を行うことになった。



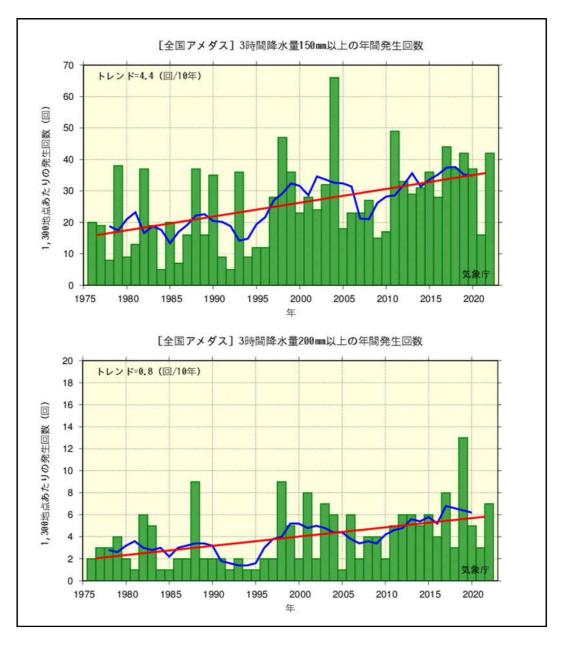
(※)SDGsとは

SDGs とは、持続可能な開発目標「Sustainable Development Goals」の略称であり、 持続可能でより良い世界を目指すための世界共通の目標のこと。

(2)大規模災害時のリスク

①近年の災害の傾向

日本は、もともと地震や洪水が起こりやすい国土であるが、近年、気候変動の影響で、洪水や土砂災害を引き起こす大雨や短時間強雨(線状降水帯)の発生回数が増加しており、全国各地で災害廃棄物の処理等が行われている状況である。



気象庁ウェブサイト「大雨や猛暑日など(極端現象)のこれまでの変化」 https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/extreme/extreme_p.html

【近年の自然災害等】

年	月	内容
H27	9	平成27年9月関東·東北豪雨災害
H28	4	熊本地震(災害廃棄物量311万トン)本市応援
H30	7	平成30年7月豪雨(西日本豪雨災害)(災害廃棄物量189万トン)※
H30	9	台風21号で被災 本市被災
R1	9	令和元年東日本台風(台風19号)(災害廃棄物量154万トン)
R2	7	令和2年7月豪雨(災害廃棄物量53.4万トン)※
R3	3	東大阪市災害廃棄物処理計画策定

※線状降水帯が発生した顕著な大雨事例

②災害時の市(環境部)の役割

災害時には、一度に大量に発生する災害廃棄物(片付けごみや避難所ごみなど)の 処理を行う必要がある一方で、通常の家庭ごみ(生ごみ)、し尿の収集を継続する必 要がある。

処理施設(東大阪都市清掃施設組合)で処理できない場合は、一次的に災害廃棄物 を保管する場所(仮置場)を設置することを検討する必要がある。

なお、本市のみで処理できない場合は、他自治体、民間事業者等へ協力・支援を要請する。

③収集拠点が被災するリスク

過去に起きた災害で、市役所の本庁舎が地震や浸水により被害を受けた事例もあり、本市においてもごみの収集拠点が被災した場合、災害廃棄物の収集に係る初動 対応(収集体制の構築、市民への情報発信、応援要請)に支障をきたすリスクがある。

特に、家庭ごみ(生ごみ)とし尿については、生活環境の保全のため優先的に収集 体制を構築する必要がある。平時に家庭ごみを収集している委託業者が被災することも想定されることから、市の収集拠点が被災するリスクは回避しておく必要がある。

【被害を受けた庁舎(他市事例)】



熊本県 宇土市役所 平成28年熊本地震で被災



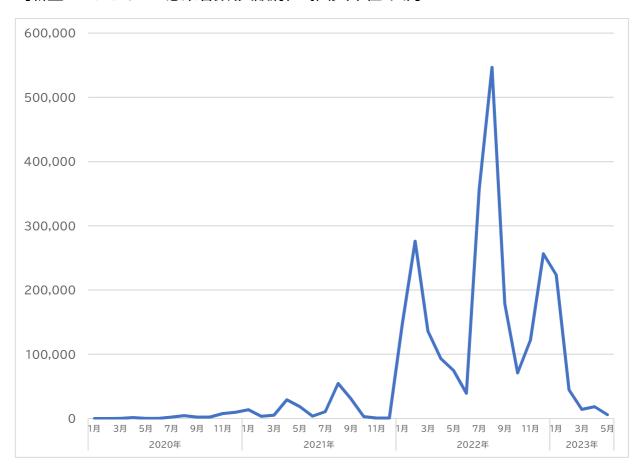
茨城県 常総市役所 平成 27 年関東・東北豪雨で被災

(3)感染症のリスク

①新型コロナウイルス感染症の感染拡大

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、令和元年12月初旬に、中国の武漢市で第1例目の感染者が報告されてから、わずか数か月ほどの間にパンデミック(世界的な流行)となった。国内では、感染者の拡大によりごみ収集業務に支障をきたした市区町村も一部あったが、本市では感染症対策を徹底しながら、収集業務を継続した。

【新型コロナウイルス感染者数(大阪府)の推移(単位:人)】

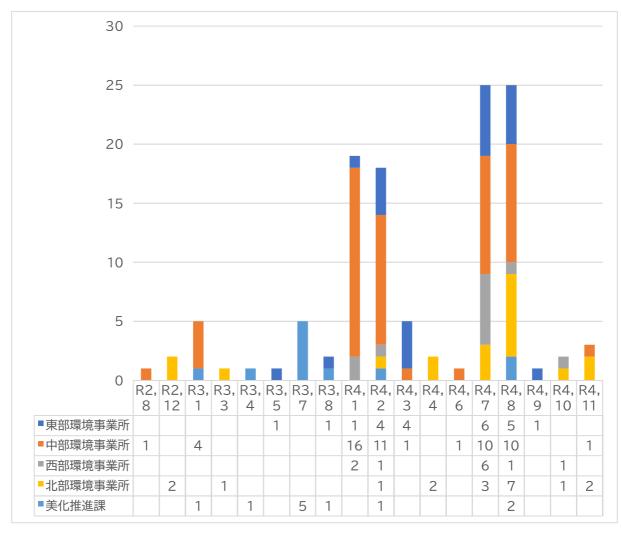


②各環境事業所での感染者数

令和2年8月から令和4年11月の間で、各環境事業所等における陽性者数の累計は、119名に上る。

収集体制に影響するのは陽性者数だけではなく、濃厚接触者も同様である。無症 状の陽性者と同一施設内で過ごしたり、収集車に同乗したりしたことで濃厚接触者 (延べ162名)となり、職員が出勤できない期間(待機期間)が生じた。令和4年度の 各環境事業所等における当該日数(休暇日数)は延べ740日に上る。

【各環境事業所等の感染者数(単位:人)】



(注)令和4年の2月頃(第6波)と8月頃(第7波)は、オミクロン株が流行した。

(4)環境への配慮(ZEB)

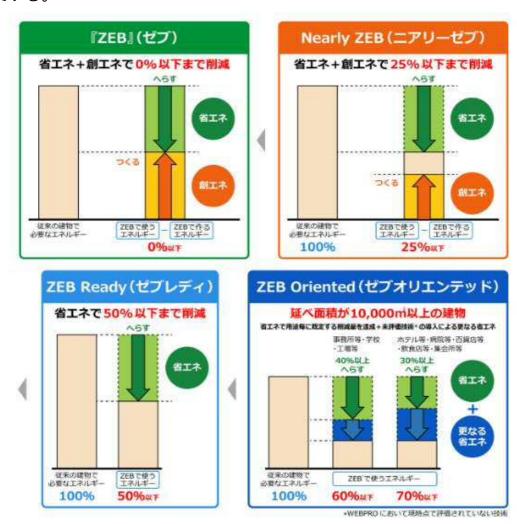
地球温暖化対策の推進に関する法律において、市町村は、温室効果ガスの排出の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定・実施するように努めるものとされている。本市においては、地球温暖化対策を市民・事業者・行政等の協働で推進するために「東大阪市第3次地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定している。令和2年5月には、地球温暖化問題の解決を喫緊の課題として捉え、その解決に向けた決意表明として「2050年ゼロカーボンシティ」を表明した。

「東大阪市地球温暖化対策実行計画 事務事業編(EACHIIVer.3)」(令和5年3月改定)においては、公共施設の省エネ・創エネ・省 CO2 化を促進する取組の一つとして、ZEB(※)の導入について方針が示されている。

(※)ZEBとは

- ◆ ZEB(net Zero Energy Building)とは、「先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術(外皮断熱や自然採光など)の採用による自然エネルギーの積極的な活用、効率的な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギーの自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物」のことである。
- ◆ ZEB は、省エネのための断熱性能の向上や高効率な設備の導入、創エネのための太陽光パネルや風力発電等の再生可能エネルギーの利用など、様々な技術や手法を取り入れることで実現される。

- ◆ ZEB のメリットとしては、永続的な省エネによるエネルギーコスト(光熱費等)の 削減、断熱性能の向上等による快適性の向上、エネルギーの自給自足・蓄積等によ るレジリエンス(危機的な状況に対して迅速かつ効果的に対応する能力)の向上な どが挙げられる。
- ◆ 懸念事項としては、設備等に係る初期費用が高くなること、地理的な制約(太陽光の取得可能性)があることなどが挙げられる。
- ◆ 現在、ZEBの実現・普及に向けて、次の4段階の ZEB が定性的・定量的に定義されている。



環境省ウェブサイト「ZEB PORTAL ゼブ・ポータル」

https://www.env.go.jp/earth/zeb/about/05.html

(5)基本構想見直しの必要性(まとめ)

旧構想等の策定からこの間の社会情勢の変化に対応すべく、次のとおり構想を見直す必要がある。

①危機管理に関する事項

危機事象時(自然災害や感染症の拡大など)において、速やかに収集体制を構築するために、1か所に統合することにこだわることなく、収集機能(収集員・車両)を分散させることについて検討する必要がある。

②環境に関する事項

公共施設の省エネ・創エネ・省 CO2 化を促進するにあたり、ZEB 化について検討する必要がある。

その他、循環型社会の実現については、令和4年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されるなど、リサイクルを取り巻く環境も変化しており、今後、新たな資源化可能物の収集などについて検討する必要がある。

4. 基本整備方針

(1)再編整備計画の基本理念(目標)

「東大阪市一般廃棄物処理基本計画」(令和3年度から令和12年度まで)において、 基本理念として「環境にやさしい 持続可能な循環型都市 ひがしおおさか」の実現が 定められており、環境に配慮した適正処理の推進に関する施策の1つとして、ごみ収 集拠点、資源物回収拠点の整備を進めることが記載されている。

「環境にやさしい 持続可能な循環型都市 ひがしおおさか」を実現させるために、旧構想等を見直し、新たに再編整備する収集拠点に係る基本理念(目標)は、次のとおりとする。

- 2か所に統合された効率性の高いごみ収集拠点の整備
- 多様化する資源物の排出ニーズに対応した回収・保管拠点の整備
- 危機事象時において迅速に対応できる収集拠点の整備

(2)目標を実現するための方向性

- ①市域を2つのエリアに分け、収集機能を統合・再編することで収集効率を上げる。
- ②ごみ収集拠点としての機能だけではなく、資源物の回収・保管拠点として整備し、 多様化する排出ニーズに対応していく。
- ③地震や水害などの自然災害発生時においても、同時に被災するリスクを低減させるとともに、同規模の収集機能を有することで、相互にバックアップする役割を備える。

5. ごみ収集拠点・資源回収拠点としてのあるべき姿

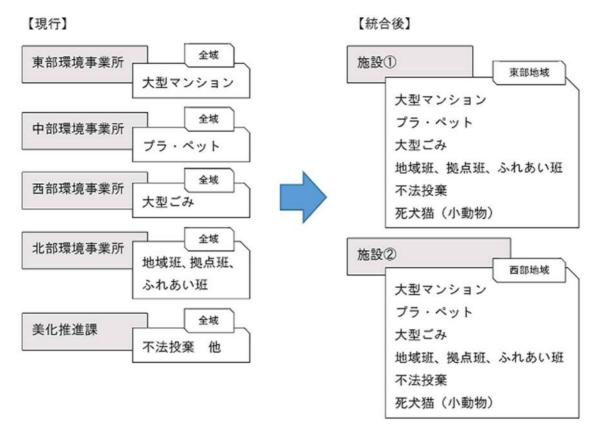
(1)ごみ収集機能の統合・再編

現在、各環境事業所等において、収集しているごみの種類や業務は異なる。収集エリアについても各環境事業所等が、市域全域を担当している。例えば、東部環境事業所は市域全域の大型マンションの家庭ごみを収集している。

今後、2か所の収集拠点を整備するにあたり、収集品目についても統合・再編し、2 つの拠点に同様の収集機能を持たせることとする。

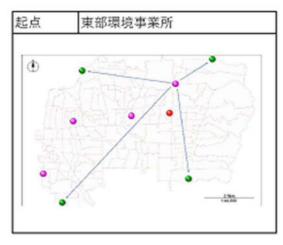
収集するエリアを2つ(東部地域、西部地域)に分けることで、各環境事業所等が市内全域を収集している現状よりも、収集にかかる時間等を縮減できることが見込まれるため、現状の収集体制について見直しを行う。

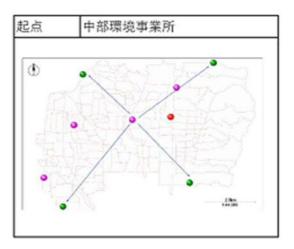
【2か所へ統合するイメージ図】

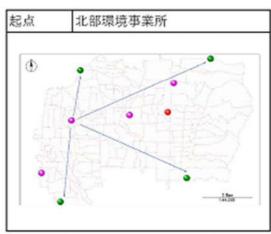


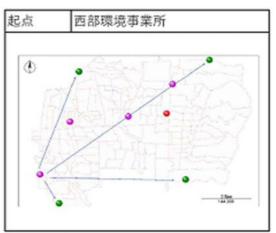
【現状のイメージ図】

市内に点在する各環境事業所等から、市域全体を収集している。









(凡例)

紫の点:各環境事業所

赤の点:東大阪都市清掃施設組合(中間処理施設)

緑の点:市内の端の住居(東西南北)

(2)資源物の回収・保管拠点の整備

①資源物の回収拠点の現状

現在、各環境事業所等は、乾電池、蛍光管、小型充電式電池、小型家電、古紙類、ペットボトルなどの資源物の回収拠点の一つとなっており、市民が直接持ち込むことができる。

今後も、回収拠点機能(回収ボックス)を有する施設を整備する。

【市役所本庁舎に設置されている回収ボックス】



※回収ボックスは、行政サービスセンターや民間の協力施設にも設置されており、定期的に北部環境事業所の収集員が収集し、保管している。

②今後の回収・保管拠点整備

社会情勢の変化や再資源化技術の向上などにより、今後、リサイクルされるものが 多様化することが見込まれる。

将来、新たな資源化可能物を回収する必要が生じた場合に柔軟に対応できるよう、 一般廃棄物保管場所(ストックヤード)を整備し、排出環境の充実を図る。

【北部環境事業所の一般廃棄物保管場所(ストックヤード)】



(3)施設の ZEB 化

「東大阪市地球温暖化対策実行計画 事務事業編(EACHⅢVer.3)」においては、 省エネルギー対策として「今後予定する新築建築物については、原則 ZEB Ready 相 当となることを目指すよう検討します。」と記載されている。

今回、新たに建築するごみ・資源の収集拠点については、環境に関連する施設であることを鑑み、率先して『ZEB』の実現を目指すものとする。

【久留米市の環境部庁舎】

外皮性能の向上や空調設備等の改修によって一次エネルギー削減率106%を達成し (創工ネ含む)、日本における既設の公共建築物としては、初めて『ZEB』の認証を受けたもの。



(一社)環境共創イニシアチブ ウェブサイト「ZEB リーディング・オーナー一覧(ZEB 事例で検索)」 https://sii.or.jp/zeb/leading_owner/search/example/

(4)災害廃棄物の収集拠点

①発災時の初動対応

災害発生時においては、発災後3日までに家庭ごみの収集体制を構築する必要がある。このことは、環境省の「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」 (P12)に記載されており、「東大阪市災害廃棄物処理計画」(P27)においても、平時において広報する項目として記載されている。

収集体制を構築した後は、速やかに住民に対し排出方法等を発信(周知)し、収集を開始する。なお、災害の規模によっては、本市だけでは処理できないため、他の自治体等からの応援を受ける(受援)体制についても確保する必要がある。

【発災時の初動対応】

	やること					
フェーズ	1)安全の確保 組織体制の確保	2)被害情報の収集・ 処理方針の判断	3) 生活ごみ・避難所ごみ し尿の処理体制確保	4) 災害廃棄物(片付けご み等)の処理体制確保	5)継続的な処理体制の 確保	
災害発生	① 身の安全の確保					
~	② 通信手段の確保					
1 2 時間	③ 安否情報・参集状況 の確認					
	④ 災害時組織体制へ移行					
~24時間		① 被害状況確認 外部組織と情報共有② 翌日以降の廃棄物処理 の可否の判断		① 仮置き場の確保 (検討)		
~3日		③ 発生量推計のための 情報収集	①-1 生活ごみ、避難所ごみの 収集運搬体制確保	② 災害廃棄物の 回収方法の検討		
		④ 支援要否の判断	①-2 し尿の収集運搬体制確保	③ 収集運搬車両 資機材・人員の確保		
		(5) 被災状況に応じた 支援要請	② 市民やボランティア への周知	(4) 市民やボランティア への周知		
			③ 収集運搬の実施	5 仮置場の設置・管理 運営		
~1 週間					① 総続的な処理体制への 移行	
					② 一般廃棄物処理の継続	
~2週間					③ 初動対応以降の 処理方針の検討	

災害廃棄物処理マニュアル(案)より抜粋

②拠点機能の配置の考え方

平成28年の熊本震災や平成30年台風21号の教訓をもとに、拠点機能は次のような条件を満たしている必要があると考えられる。

【拠点機能に求められる条件】

代替性	自然災害の種類・規模によって、拠点自体が地震や浸水などの被害を受けても、発災直後にその機能が果たせること
交通多様性	災害廃棄物の収集運搬や、他市からの応援(受援)を円滑に 行う上で、本市における主要幹線道路(中央大通、大阪中央 環状線、大阪府道・奈良県道 702 号大阪枚岡奈良線、大阪 外環状線、府道 24 号大阪東大阪線)、高速道路を効果的に 活用できること
広域連携	大規模な災害に対して他市からの応援を受ける際に、緊密な連携が図りやすいこと

③結論と効果

近年増加している大型の台風、線状降水帯による水害、地震などの自然災害に対応するため、相互に連携・補完しあう収集拠点を市内に複数配置することで、発災直後でも、速やかに収集体制を構築することが期待できる。

【分散型と集中型の比較】

	メリット	デメリット
	・分散して立地するため様々な災害	・拠点間の連絡調整に工夫が必要と
	に対し抵抗力がある	なる
	・同様の収集機能を持った拠点を配	・施設を2か所にすることで建設費
	置することで、相互に補完すること	などのコストがかかる
分散型	が可能となり、災害時においても収	
<u> </u>	集機能を維持できる	
	・主要幹線道路からアクセスできる	
	拠点を複数配置することにより、多	
	様なルートで収集が可能になる	
	・1か所に集約することで、各収集班	・1か所に集約することで、災害や感
	の連携が短時間で可能になる	染症が発生した際に、大規模な影響
集中型		を受けるリスクがある
型型		・平常時、災害時ともに市域全域が
		収集エリアとなるため、収集の効率
		性は高くない

(注)分散型…収集拠点を市内に複数(2か所)配置すること

集中型…収集拠点を1か所に集約すること

6. 収集拠点の建設場所

(1)建設予定地の変更

旧構想等においては、布市町三丁目の用地(旧東事業所跡地)を建設予定地としていた。

その後、令和4年8月29日に開催された公共施設マネジメント推進会議において、 布市町三丁目の用地については新斎場を整備し、(仮称)環境センターについては水 走一丁目の用地に整備することが決定された。

新たな建設予定地(水走一丁目)については、東西南北の方向に主要幹線道路が近接しており地理的に利点があることから、建設予定地として適している。(P38参照)

【建設予定地(候補地)の位置関係】



(2)現在の各環境事業所等(用地)の活用検討

①検討内容

水走一丁目の用地に新たに施設を建てた場合、もう1箇所の施設をどこに建設するかについて、環境部が所管している各環境事業所等の現状を整理(P27~32)し、次の観点から検討を行った。

●アクセスのしやすさ 主要幹線道路(災害時の緊急交通路)へのアクセスや、最寄

り駅からのアクセスなどを考慮する (P33、34参照)

②周辺環境 建物の周辺が住宅街であれば望ましくない

❸敷地面積の広さ 5つの事業所を2つに集約するにあたり広い方が望ましい

◆駆体状況・老朽化、耐震化などに係る費用を考慮する

⑤災害リスク バザードマップ上、危険な地域ではないか (P35参照)

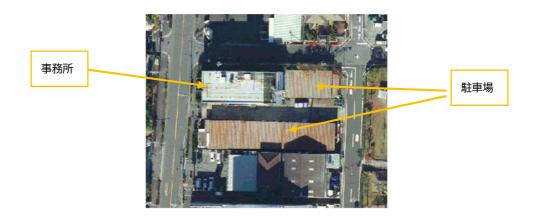
②既存施設の概要(現状)

G-7013 700A-7-701A-(7-0-1/4)				
	東部環境事業所			
+	所在地	大阪府東大阪市中石切町六丁目3-52		
地	所有	市所有		
土地の状況	敷地面積	3,995.10 m ²		
沈	車両台数	19 台		
	所有	市所有		
	建物名称	事務棟		
建	現在の建物の建築年	昭和46年6月		
建物・敷地の状況	延床面積	855.0 mื		
制 地	階数	2 階建		
が	構造	鉄骨造		
沪	耐震関係	診断未実施		
	用途地域	準工業地域		
	建蔽率/容積率	60%/200%		



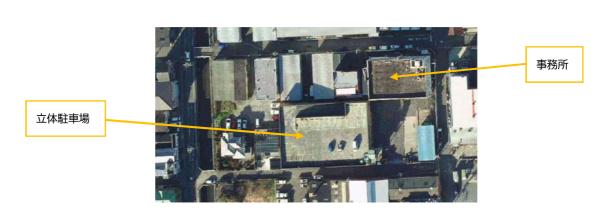
- ・市内北東部に位置し、市内の大型マンション(50戸以上)の家庭ごみを 3.5tの大型の収集車で収集している。
- ・他の事業所と比較しても築年数が古く、老朽化が激しい。また、耐震診断も未実施である。
- ・布市町三丁目の東事業所跡地及び東部環境事業所の用地には、新斎場を整備するという市の方針があるため、一定時期までに退去しなければならない。

	中部環境事業所			
+	所在地	大阪府東大阪市菱江二丁目1-12		
地	所有	市所有		
土地の状況	敷地面積	1,853.81 m ²		
沈	車両台数	26台		
	所有	市所有		
	建物名称	事務棟		
建	現在の建物の建築年	昭和49年12月		
建物・敷地の状況	延床面積(事務所)	1, 004.8 m ²		
制 地	階数	3 階建て		
が状	構造	鉄筋コンクリート造		
況	耐震関係	H21 二次診断 Is:0.46		
	用途地域	準工業地域		
	建蔽率/容積率	60%/200%		



- ・市内の中央に位置し、市内全域の資源ステーションに排出される資源物(ペットボトル・プラスチック製容器包装)を収集している。
- ・屋上の防水工事が一部しかできておらず、雨漏りしている。
- ・敷地が狭く、各環境事業所等を集約するにも収集車の駐車スペースが確保できない。

西部環境事業所					
+	所在地	大阪府東大阪市渋川町二丁目12-8			
地	所有	市所有			
土地の状況	敷地面積	2,900.12 m ²			
况	車両台数	21 台			
	所有	市所有			
	建物名称	事務所棟	立体駐車場		
建	現在の建物の建築年	昭和57年5月 昭和57年5月			
建物・敷地の状況	延床面積	1,436.8 m 2,258.3 m			
制 地	階数	3 階建て 2 階建て(屋上駐車			
が	構造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造		
況	耐震関係	H21 二次診断 Is:0.51 診断未実施			
	用途地域	工業地域			
	建蔽率/容積率	60%/200%			



- ・市内の南西に位置し、大型ごみ(申込制)を収集している。
- ・施設の老朽化が激しく、令和5年5月には立体駐車場の南側の壁が剥がれ、道路に落下した。
- ・消防設備や受電設備なども改修する必要がある。
- ・工業地域であり、既存施設でもあるため、建替え活用後についても、周辺への影響は比較的少ないものと考える。

	北部環境事業所				
+	所在地	大阪府東大阪市西堤本通西二丁目1-16			
地	所有	市所有			
土地の状況	敷地面積	2,426.13 m ²			
沈	車両台数	28台			
	所有	市所有			
	建物名称	事務棟			
建	現在の建物の建築年	昭和53年12月			
建物・敷地の状況	延床面積	999.4 m ²			
制 地	階数	3 階建て			
が	構造	鉄筋コンクリート造			
淣	耐震関係	診断未実施			
	用途地域	準工業地域			
	建蔽率/容積率	60%/200%			



- ・市内西部に位置し、拠点班(公共施設等のごみを収集)、ふれあい収集班(ごみ出しが困難な方のごみを収集)、地域班(自治会等を通じごみ出しについて啓発)がある。
- ・老朽化が激しく、冷房施設(クーリングタワー)については補修に必要な部品がない状況である。
- ・準工業地域であるものの、敷地東側は民家と隣接しており、パッカー車の出入り回数が増加することによる影響が生じる。
- ・新しく事務所棟及び駐車場棟を、3階建てで建設する場合、隣接する民家に対し日照の影響が生じる恐れがある。

	美化推進課				
+	所在地	東大阪市岩田町六丁目 1-1			
地	所有	市所有			
土地の状況	敷地面積	2,512.40 ㎡(他部局の所管する土地も含む)			
况	車両台数	7台			
	所有	市所有			
	建物名称	事務棟			
建	現在の建物の建築年	昭和 29 年 11 月			
建物・敷地の状況	延床面積	554.6m [*]			
制 地	階数	1階建て			
り、状	構造	木造			
況	耐震関係	診断未実施			
	用途地域	準工業地域			
	建蔽率/容積率	60%/200%			



事務所

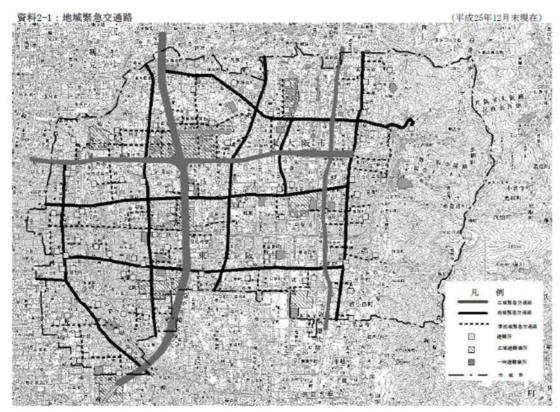
- ・もともとは幼稚園であった。現在は、市内の不法投棄対策(収集やパトロール)・空き地の適正管理・地域清掃によって出たごみ収集などの業務を行っている。
- ・敷地が狭く、各環境事業所等を集約するにも収集車の駐車スペースが確保できない。
- ・築70年近くの木造であり、各環境事業所と比較しても最も古い施設であり、施設耐震性に不安がある。

美化推進課(分室)

	美化推進課(西分室)			
	所在地	東大阪市長瀬町二丁目 3-23		
状況	敷地面積	224.8 m ²		
	現在の建物の建築年	昭和51年		

美化推進課(北分室)			
	所在地	東大阪市荒本二丁目 10-1	
状況	敷地面積	179.4 m [*]	
	現在の建物の建築年	昭和50年	

【地域緊急交通路】



「東大阪市地域防災計画」より

【各環境事業所のアクセス】

	東部環境事業所	中部環境事業所	西部環境事業所	北部環境事業所	美化推進課
施設~地域緊急 交通路	約181m	Om	約1,915m	(経由しない)	約130m
施設~広域緊急 交通路	約510m	約393m	約 4,385m	約731m	約1,244m
施設~東大阪都市 清掃施設組合	約1,187m	約2,944m	約10,470m	約6,154m	約3,776m

⁽注)東大阪都市清掃施設組合までの距離は、地域緊急交通路、広域緊急交通路を通過した距離

最寄り駅~施設	近鉄けいはんな線	近鉄けいはんな線	おおさか東線	大阪メトロ中央線	近鉄奈良線
(徒歩)	「新石切駅」から	「荒本駅」から	「JR 長瀬駅」から	「高井田駅」から	「若江岩田駅」から
(1定少)	約24分	約13分	約12分	約14分	約10分

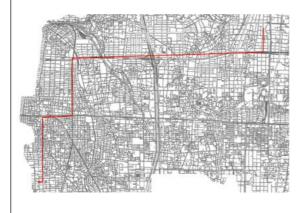


中部環境事業所~東大阪都市清掃施設組合



※地域緊急交通路に面している

西部環境事業所~東大阪都市清掃施設組合

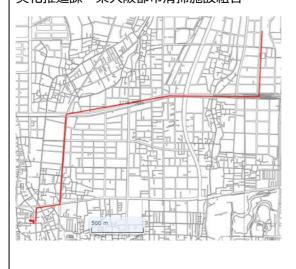


北部環境事業所~東大阪都市清掃施設組合



※地域緊急交通路を経由しない

美化推進課~東大阪都市清掃施設組合



【各環境事業所等付近のハザードマップ】

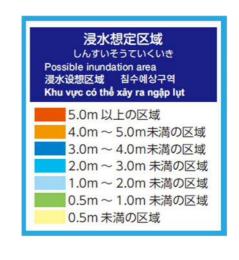
東部環境事業所 西部環境事業所











③各環境事業所等(用地)の検討結果

◆東部環境事業所

将来、新斎場が整備される予定であるため、候補地としては適していない。

◆中部環境事業所及び美化推進課

両施設とも、検討項目●のアクセスは良い。

しかし、検討項目❸の敷地面積が、他の事業所と比べ狭い。また、市内に2か所の 拠点を設けるに際し、水走一丁目(東部エリア)に建設する施設の他に設置する施設 は、地理的なバランス考慮し、市域の西部エリアに配置する方が望ましい。

これらのことから、中部環境事業所及び美化推進課については、候補地としては適していないと考えられる。

◆西部環境事業所及び北部環境事業所

検討項目**②**の周辺環境については、北部環境事業所が準工業地域であることに比べ、西部環境事業所は工業地域である。

検討項目**③**の敷地面積については、北部環境事業所(2,426 ㎡)と比べて西部環境事業所(2,900 ㎡)の方が広い。

検討項目**⑤**の災害リスクとしては、北部環境事業所は水害の被災リスクが西部環 境事業所と比べてやや高い。

なお、両施設とも既に耐震診断を行っているが、耐震性能の基準となる Is 値 0.6 を満たしておらず、検討項目❹の躯体設備については、差異がない。また、検討項目 ❶のアクセスについては北部環境事業所の方が良いと言える。

◆結論

敷地面積、周辺環境、地理的なバランスを総合的に勘案した結果、現在の西部環境 事業所の用地を活用することが最も適していると考えられる。

結論としては、水走一丁目の用地と西部環境事業所の用地に収集拠点を建設する こととする。

④施設の名称(仮称)

施設の名称については、便宜上、水走一丁目の用地に新たに建設する施設を(仮称)東部環境センターとし、現在の西部環境事業所の用地に建設する施設を(仮称)西部環境センターとする。

⑤(仮称)東部環境センター建設予定地の評価

●アクセス

施設~広域緊急交通路 約464m

施設~東大阪都市清掃施設組合 約1,804m

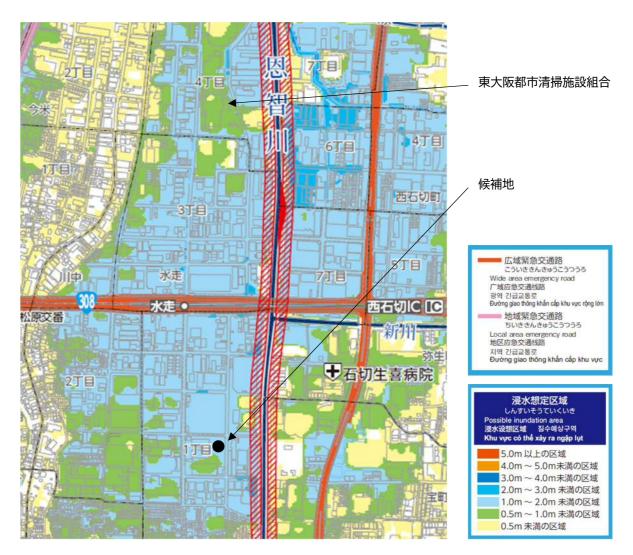
最寄り駅から施設(徒歩) 近鉄けいはんな線「吉田駅」から徒歩14分

❷周辺環境 用途地域としては準工業地域であり、工場等が隣接している

❸敷地面積 3,112.7 ㎡

◆駆体状況 (まだ建設されていないため評価できない)

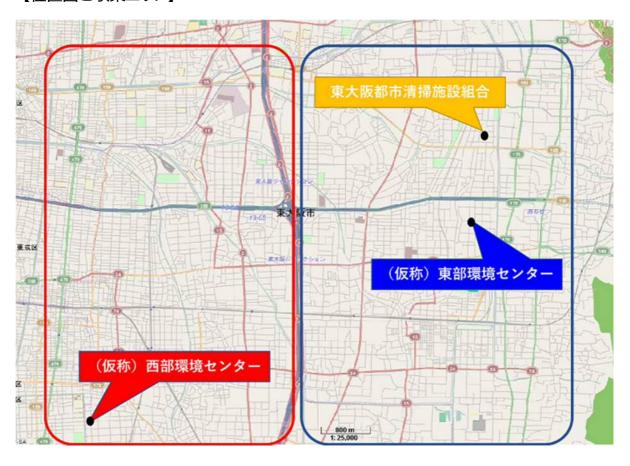
⑤災害リスク ハザードマップ参照



(3)収集エリア

(仮称)東部環境センターは東エリア、(仮称)西部環境センターは西エリアのごみ・資源を収集する。

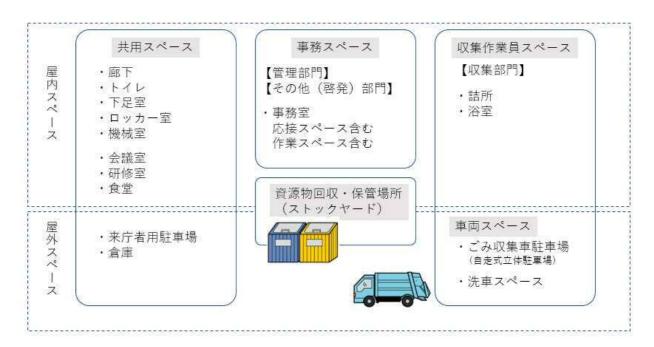
【位置図と収集エリア】



7. 施設整備

- (1)今後の施設整備のコンセプト
- ①災害に強い施設とする
- ②ZEB化(省エネ、創エネ)を行う
- ③周辺の環境・景観に配慮した施設とする

(2)必要な機能・設備



事務所棟、駐車場棟については、ともに3階建てとし、水害により施設が浸水した場合に、2階以上に職員と車両を退避させることができる建物とすることが望ましい。

【補足】

旧構想等においては、敷地内の一部を「災害時のためのリザーブ用地」(仮置場)として利用することが想定されていた。新たな建設予定地には災害廃棄物の仮置場としての面積を確保することはできないため、平時より、市域内の仮置場候補地をリストアップし、災害時に調整を行い対応することとする。

(3)候補地の概要

(仮称)東部環境センター				
+	所在地(地番)	水走一丁目 304-2、水走一丁目 304-3		
地の状況	所有	東大阪市(所管:上下水道局)		
	敷地面積	3,112.7 m ²		
况 	車両台数	未定		



	(仮称)西部環境センター				
+	所在地(住所)	大阪府東大阪市渋川町二丁目12-8			
地の状況	所有	東大阪市(所管:環境部)			
	敷地面積	2,900.1 m ²			
	車両台数	未定			



東大阪市環境事業所再編整備基本構想 令和5年12月

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市 環境部 環境事業課 電話 :06-4309-3200

FAX :06-4309-3829